



# 島根県報

平成16年 5月14日 (金)  
第 1,572 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則 (職 員 課) 2

### 告 示

島根県立島根女子短期大学学則の一部改正 (総 務 課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 5

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( " ) 5

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 5

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 6

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 ( " ) 7

特定鳥獣 (イノシシ) 保護管理計画の変更 (森 林 整 備 課) 8

イノシシの狩猟期間の拡大の変更 ( " ) 8

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (水 産 課) 8

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 ( " ) 9

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定に基づく変更の届出 (経 営 支 援 課) 9

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 ( " ) 9

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 10

道路の供用開始 ( " ) 11

都市計画決定の図書の縦覧 (13件) (都 市 計 画 課) 11

### 公 告

特定非営利活動法人の設立申請に係る縦覧 ( 3 件) (環 境 生 活 総 務 課) 15

狩猟免許の更新のための適正検査及び狩猟に関する講習会の開催 (森 林 整 備 課) 17

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 19

交通規則データ入力業務に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 19

### 教委規則

島根県教職員の互助会に関する規則 (教 育 庁 福 利 課) 20

### 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体 (市 町 村 課) 21

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更 ( " ) 22

### 人委告示

平成16年度島根県警察官 (男性・大卒) 採用試験の実施 22

### 雑 報

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施 (消 防 防 災 課) 25

### 正 誤

平成11年 9月 7日付け島根県報第1,092号中 (総 務 課) 26

平成15年 3月28日付け島根県報号外第31号中 ( " ) 26

公布された条例等のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

福祉事業の一つである介護用機器に関する事業を廃止することとした。（第15条の2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第49号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第15条の2 第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第515号

島根県立短期大学条例施行規則（平成5年島根県規則第21号）第15条第1項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

第31条の表中 「

家政科	生活科学専攻	10以上	2以上	28	16以上	62以上
-----	--------	------	-----	----	------	------

」を

「

家政科	生活科学専攻	10以上	2以上	27	17以上	62以上
-----	--------	------	-----	----	------	------

」に、別表の2の(1)の(イ)の表中

家庭経済学		2	
生活文化論	2		
マーケティング論		2	

を

現在社会と経済		2	
マーケティング論	2		

に、

造形美学		2	演習 1 単位を含む
生活デザイン学	2		
デザイン実習		1	

を

人間と環境	2		環境工学を含む
生活文化論		2	住居史を含む
出雲文化論	2		施設見学を含む
生活材料学	2		
生活科学基礎実験		1	材料学実験を含む
基礎デザイン学	2		
色彩・形態論		2	演習 1 単位を含む
カラーコーディネーション論	2		演習 1 単位を含む
生活空間・機器デザイン論		2	
生活空間・機器デザイン実習		1	
ユニバーサルデザイン論	2		

に、

生活環境学	2		
-------	---	--	--

を

生活環境学	2		
環境リサイクル論		2	

に、

住生活学	2		
------	---	--	--

を

住生活学		2	
------	--	---	--

に、

住環境設備	2		
インテリアデザイン		2	
建築施工学		2	
建築構造・材料		2	
住居設計製図		1	家庭工作を含む
住居設計製図		1	

を

快適性環境論		2	住環境設備を含む
インテリアデザイン論		2	
建築施工・法規		2	
建築構造・構法		2	
測量実習		1	
住居設計製図		1	
住居デザイン実習		1	

に、

住環境学実験		1	
服飾文化論	2		

被服材料学	2	
衣料学実験		1
染色加工学		2
被服整理学	2	
被服整理・染色学実験		2
アパレルデザイン論	2	

を

住居プレゼンテーション		1
建築プレゼンテーション		1
3D・CGプレゼンテーション		1
服飾文化論		2
服飾材料学		2
服飾材料学実験		1
染織学	2	染色実験・染織実習を含む
服飾管理学		2
服飾管理学実験		1
アパレルデザイン論		2

に、

被服造形学実習		1
被服造形学実習		1
衣環境学		2
食物学概論		2
食物学実習		1
コンピュータ入門		1
コンピュータ入門		1
メディア演習A		1
メディア演習B		1
社会調査法		2
テキスタイルアドバイザー実習		1
卒業研究	2	

を

服飾造形実習		1
服飾造形実習		1
服飾人間環境学		2
コンピュータ活用		1
コンピュータ活用		1
インターネット演習		1
コンピュータビジネス		1
社会調査法	2	
学外実習		1
卒業研究	3	

に、別表の2の(2)の表中

教育原理	2		
現代教育制度論		2	演習

を

教員原理	2		
------	---	--	--

に、

教育方法の研究		2	演習 単位を含む
---------	--	---	----------

を

教育方法の研究		2	演習 1 単位を含む
保育計画演習		1	

に改める。

附 則

- この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この学則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この学則の改正後の島根県立島根女子短期大学学則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

島根県告示第516号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 あじさい	特定施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護 あじさい	益田市津田町1476 1	平成16年 5月 1日
株式会社 岩多屋	福祉用具貸与	株式会社 岩多屋 出雲営業所	簸川郡斐川町大字直江 4833 2	平成16年 5月 1日
有限会社 メイコーセーター	福祉用具貸与	岩多屋福祉事業部	那賀郡三隅町岡見653	平成16年 5月 1日

島根県告示第517号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 よろこぼう屋	よろこぼう屋 ケアマネステーション	江津市和木町660 2	平成16年 5月 1日

島根県告示第518号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
森 眞爾	内科、小児科、 胃腸科、放射線 科	医療法人社団 森医院	江津市浅利町318 1	平成16年 5月 6日
村井 紀彦	耳鼻咽喉科	松江市立病院	松江市灘町101	平成16年 5月 6日
梶谷 健一	整形外科	平成記念病院	飯石郡三刀屋町三刀屋1294 1	平成16年 5月 6日
山本宗一郎	整形外科	国立大学法人島根大学 医学部附属病院	出雲市塩冶町89 1	平成16年 5月 6日
石原 美香	眼科	公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田96 1	平成16年 5月 6日

島根県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田中 和彦 簸川郡大社町大字杵築南765番地
- 小村 浩司 簸川郡大社町大字中荒木259番地
- 浜田 豊 簸川郡大社町大字遥堪769番地
- 松井 誠治 簸川郡大社町大字遥堪1297番地
- 板倉 茂雄 簸川郡大社町大字遥堪1312番地
- 足立 政夫 簸川郡大社町大字入南826番地
- 金築 修 簸川郡大社町大字入南477番地 3
- 金築 信美 簸川郡大社町大字菱根1073番地
- 錦織 勝一 簸川郡大社町大字菱根1138番地
- 川上 賢一 出雲市荒茅町233番地
- 大梶 泰男 簸川郡大社町大字中荒木1646番地
- 園山 定 簸川郡大社町大字中荒木210番地
- 小村 郁治 簸川郡大社町大字中荒木2600番地 1
- 中山 守由 簸川郡大社町大字中荒木2265番地
- 金築 勝利 簸川郡大社町大字北荒木1305番地 1
- 池田 晴久 簸川郡大社町大字北荒木31番地 2
- 小川 秀勝 簸川郡大社町大字修理免836番地
- 久家 勲 簸川郡大社町大字修理免528番地 2
- 山根 偉助 簸川郡大社町大字修理免1346番地

春木 加三 簸川郡大社町大字杵築西1891番地

監事

伊藤 勇二 簸川郡大社町大字修理免167番地

松井 實 簸川郡大社町大字遥堪1113番地

竹下 友美 簸川郡大社町大字修理免759番地 6

2 就任年月日

平成15年11月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 和彦 簸川郡大社町大字杵築南765番地

日野 裕司 簸川郡大社町大字中荒木1688番地

松井 實 簸川郡大社町大字遥堪1113番地

浜田 豊 簸川郡大社町大字遥堪769番地

原 正吉 簸川郡大社町大字遥堪1616番地 1

足立英太郎 簸川郡大社町大字入南1046番地 2

足立 政夫 簸川郡大社町大字入南826番地

小豆澤好美 簸川郡大社町大字入南398番地

上野 清 簸川郡大社町大字菱根935番地

石田 敬 簸川郡大社町大字中荒木1905番地

前島 三雄 出雲市荒茅町1483番地

曾田 明 簸川郡大社町大字中荒木2574番地20

小村 良悦 簸川郡大社町大字中荒木252番地 1

中山賢十郎 簸川郡大社町大字中荒木1333番地

落合 正忠 簸川郡大社町大字北荒木1635番地

池田 晴久 簸川郡大社町大字北荒木31番地 2

小川 秀勝 簸川郡大社町大字修理免836番地

藤原 昌訓 簸川郡大社町大字修理免575番地 2

山根 偉助 簸川郡大社町大字修理免1346番地

春木 加三 簸川郡大社町大字杵築西1891番地

監事

伊藤 勇二 簸川郡大社町大字修理免167番地

竹下 友美 簸川郡大社町大字修理免759番地 6

錦織 勝一 簸川郡大社町大字菱根1138番地

島根県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 5 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
	七田地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成16年 3 月19日

八束郡鹿島町土地改良区	宇出地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成16年 3月19日
	亀尻地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成16年 3月19日

島根県告示第521号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づく特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

変 更 前	変 更 後
<p>4 保護管理が行われるべき区域 島根半島部及び隠岐島を除く県内46市町村の区域とする。 ただし、国設中海鳥獣保護区の区域は除くものとする。 (県内59市町村のうち、鹿島町、島根町、美保関町、八束町、平田市、大社町、西郷町、布施村、五箇村、都万村、海士町、西ノ島町、知夫村を除く)</p>	<p>4 保護管理が行われるべき区域 隠岐島を除く県内52市町村の区域とする。 ただし、国指定中海鳥獣保護区の区域は除くものとする。 (県内59市町村のうち、西郷町、布施村、五箇村、都万村、海士町、西ノ島町、知夫村を除く)</p>

島根県告示第522号

イノシシの狩猟期間の拡大（平成14年島根県告示第372号）中「、鹿島町、島根町、美保関町、八束町、平田市、大社町」を削る。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第523号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年1.6%以内

を

年1.7%以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 5月14日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年 4月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第524号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「1.6パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この告示は、平成16年 5月14日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年 4月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき述べた意見（平成16年島根県告示第511号）を踏まえ、同条第 7 項の通知があったので、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 通知があった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地 1 外
- 2 変更のあった添付書類  
平成16年 4月19日付け経営第75号で述べられた県の意見に対し、増床に伴う来客車両台数増加に関する再調査及び評価結果、交通混雑回避・安全確保策について
- 3 縦覧場所  
浜田市商工観光課（浜田市殿町 1 番地）
- 4 縦覧期間  
告示の日から 4 月間

## 島根県告示第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべし事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同組合大社ショッピングセンター 島根県簸川郡大社町大字北荒木625番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 祝部福重  
島根県簸川郡大社町大字北荒木625番地2

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 200台 4箇所 (変更後) 175台 3箇所

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7箇所 (変更後) 6箇所

(4) 変更の年月日

平成16年12月21日

2 届出年月日

平成16年4月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大社町観光商工課 (島根県簸川郡大社町大字杵築南1395番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意志の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第527号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	多伎江南出雲線	出雲市今市町1765番2地先から同町1704番10地先まで	前	A	メートル 25.00 ~ 32.00	メートル 175.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
				B	10.00 ~ 39.00	191.00	
			後	A	25.00 ~ 32.00	175.00	
"	鱒淵寺線	平田市河下町字中持596番2地先から同町字登立47番12地先まで	前	A	5.00 ~ 8.00	493.00	" 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				A	5.00 ~ 8.00	493.00	
			後	B	10.00 ~ 37.00	860.00	
"	多伎江南出雲線	出雲市下古志町772番2地先から同町969番2地先まで	前	A	7.00 ~ 14.00	805.00	道路改良工事 左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	6.00 ~ 17.00	245.00	
		後	C	12.00 ~ 45.00	1495.00		
			C	12.00 ~ 45.00	1495.00		

島根県告示第528号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所名称	備考
県 道	鱒淵寺線	平田市河下町字中持595番1地先から同町字築山1250番地6地先まで	メートル 422.00	平成16年 5月20日	出雲土木建築事務所	

島根県告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
広瀬都市計画整備、開発及び保全の方針
  - 2 都市計画を決定する土地の区域  
広瀬都市計画区域の全域
  - 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

島根県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
大東都市計画整備、開発及び保全の方針
  - 2 都市計画を決定する土地の区域  
大東都市計画区域の全域
  - 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

島根県告示第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
加茂都市計画整備、開発及び保全の方針
  - 2 都市計画を決定する土地の区域  
加茂都市計画区域の全域
  - 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

島根県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
木次都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域

木次都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

三刀屋都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

三刀屋都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

温泉津都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

温泉津都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

仁摩都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

仁摩都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
川本都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
川本都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
旭都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
旭都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
三隅都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
三隅都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

島根県告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定に

より次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
匹見都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
匹見都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

島根県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
六日市都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
六日市都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

島根県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
西郷都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
西郷都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日

平成16年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 A GENERいわみ

3 代表者の氏名

川神裕司

4 主たる事務所の所在地

浜田市長沢町162番地

5 定款に記載された目的

この法人は、石見地域で生活するすべての人々に対して、幅広いまちづくりに関する人材の発掘、育成、ネットワーク化などの地域連携の推進、および石見地域の有志が構想する事業の支援を行い、低迷する地域の再生に寄与する。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい

3 代表者の氏名

三輪利春

4 主たる事務所の所在地

松江市白潟本町33番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者その他何らかのハンディキャップを持つすべての人に対して、情報化社会への適応に必要な支援やハンディキャップの克服に必要な支援に関する事業、自立できる生活環境の整備に関する事業や情報機器などのリサイクルに関する事業を行い、すべての人が情報化社会に参加できる情報化環境の推進や自立して自由に豊かに暮らせる生活環境の実現、さらに環境の保全に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎 1 階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 医師派遣をすすめる会

3 代表者の氏名

市川真澄

4 主たる事務所の所在地

平田市多久谷町180番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、地方の医療機関と大学に対して、後者から前者への医師派遣を困難にしている諸要素を把握検討し、考え方や意見を調整することによって、医師派遣を容易にする環境づくりを行い、地方に住む人の健康と福祉に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎 1 階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第51条の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。) 第59条において準用する施行規則第51条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許を更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3 時間以上
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

## 3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

## 4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
6月11日(金)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、平田市、簸川郡
6月16日(水)	午前9時～	益田市昭和町13の1 益田合同庁舎	益田市、美濃郡、鹿足郡
6月17日(木)	午後1時30分～	大原郡木次町大字里方531の1 木次合同庁舎	仁多郡、大原郡
6月18日(金)	午後1時30分～	大原郡木次町大字里方531の1 木次合同庁舎	飯石郡
7月6日(火)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市、江津市
7月7日(水)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	那賀郡
7月8日(木)	午前9時～	松江市東津田町1741 1 松江合同庁舎	松江市、安来市、八束郡、能義郡
7月21日(水)	午前9時～	隠岐郡西郷町西町吉田2の2 隠岐島文化会館	隠岐郡
7月28日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、邑智町
7月29日(木)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	大和村、羽須美村、瑞穂町、石見町、桜江町
7月30日(金)	午後1時30分～	大田市長久町長久87 1 大田集合庁舎	大田市、邇摩郡
9月9日(木)	午前9時～	松江市東津田町1741 1 松江合同庁舎	県下全域

## 5 狩猟免許更新申請方法等

## (1) 狩猟免許更新申請手続き

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚を添えて申請すること。

また、施行規則第48条第2項第1号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けていない者）にあつては、医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。）

## (3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁林業振興グループ及び各農林振興センター林業振興・森林保全グループに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する隠岐支庁林業振興グループ及び各農林振興センター林業振興・森林保全グループに申請すること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

広瀬都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

---

次のとおり一般競争入札に付すので、公告する。

平成16年 5月14日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 委託業務の内容

(1) 入札の件名

交通規制データ入力業務

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成16年 6月 1日から平成17年 3月31日

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

(2) 島根県税について未納の徴収金がないものであること。

(3) 過去2年以内に島根県の発注した委託業務を行った実績があり、本公告に示した役務を履行しうることが証明できるものであること。

(4) 委託業務の実施場所が島根県警察本部交通企画課（以下「交通企画課」という。）内であることから交通企画課が主管である交通標識、交通信号機等の入札等に参加しているものでないこと。

(5) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

- (6) 本事業は平成16年度「緊急地域雇用創出特別基金事業」であるため、次の条件を満たす必要があること。  
事業費に占める人件費割合がおおむね8割以上であること。  
本事業に従事させるために、最低2人の失業者を新たに雇用、就業させること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8501 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 0110 内線2235～2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年5月14日から5月24日までの間、交付場所において交付する。

- (3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年5月26日(水)14時00分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室

ウ 開札 即時開札

### 4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

支出予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

ア 平成16年5月24日17時00分までに、「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は入札説明書による。

### 5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

### 6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### 7 その他

詳細は入札説明書による。

---

## 教 育 委 員 会 規 則

---

島根県教職員の互助会に関する規則をここに公布する。

平成16年4月27日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第20号

島根県教職員の互助会に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の互助会に関する条例（昭和38年島根県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（互助会の指定等）

第 2 条 条例第 5 条の助成（以下単に「助成」という。）を行うため、条例第 2 条第 2 号に掲げる職員（以下「第 2 号職員」という。）をもって組織する互助会であって、条例の目的を達成するために適当であると認められるものをあらかじめ教育委員会が指定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定した互助会（以下「職員互助会」という。）が条例の目的を達成するために適当でないと認められるときは、前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 職員互助会が、条例の目的に支障のない範囲で第 2 号職員に準ずる者をその会員としようとするときは、教育委員会の承認を得るものとする。

（助成の条件）

第 3 条 前条第 3 項の規定により職員互助会の会員になった者に係る経費は、助成の対象とはしない。

2 前項に規定するもののほか、助成の実施に当たっては、必要な条件を付することができる。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、職員互助会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 6 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 2 項の規定により、平成16年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成16年 5 月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
小原義勝後援会	石倉 篤美	角田 員通	八束郡東出雲町大字下意東1224
片山勲後援会	町原 忠明	片山 澄子	浜田市殿町83 220片山ビル 3 F
かたやま久美後援会	永島 武夫	安達 幸正	八束郡東出雲町大字下意東1593 13
河野貴雄後援会	松本 秀夫	河野 元吉	江津市有福温泉町690
清水裕子後援会	坂本 和子	清水 典夫	安来市安来町1561 1
高倉正明後援会	島田 毅	永島 稔	八束郡東出雲町大字下意東761
孝の会	安原 隆	洒井 勝良	邑智郡石見町日和1019 2
月森かずひろ後援会	田平 律夫	森田 博久	大田市大田町大田イ265 2
椿康隆後援会	財間 至宏	亀崎 修二	鹿足郡津和野町大字後田口190
手銭均後援会	大國 智夫	手銭 京子	簸川郡大社町入南295
土井博を育てる会	土井為佐夫	小林 豊	浜田市田町1578
永海ちあき後援会	榊原 典美	永海 千暁	隠岐郡西郷町中町目貫の一、 6
服部昌幸後援会	金築 秋好	山岡 重男	平田市小伊津町1471
浜田勝友後援会	浜田 勝友	浜田 澄子	簸川郡大社町遥堪873

人麿会	石川 栄	石田 一師	益田市高津町イ1128 83
藤原芳男後援会	定森 宏好	梶谷 和子	浜田市内田町584 1
村上義一後援会	永嶺 高夫	村上 照光	鹿足郡日原町扇町188 1
本山禎彦後援会	須藤 晃吉	鴨木 秀規	能義郡広瀬町上山佐836 4
森山たかし後援会	安藤 和夫	津賀 康	大田市久手町刺鹿2430
領家進後援会 (前進会)	可部健一郎	領家 耕一	益田市安富町1308

島根県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成16年5月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
国立療養所松江病院	松江市上乃木5丁目8 31	施設の名称	独立行政法人 国立病院機構松江病院

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成16年度島根県警察官(大学卒)採用試験を次のとおり実施する。

平成16年5月14日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成16年5月17日(月)~同年6月11日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、6月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月4日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	30名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和49年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(島根県人事委員会が同等

と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業したもの又は平成17年 3月31日までに卒業する見込みのもの

イ 昭和58年 4月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの又は平成17年 3月31日までに卒業する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試験	平成16年 7月11日 (日) 受付時間 9 : 00 ~ 9 : 10 試験時間 (予定) 9 : 30 ~ 17 : 00	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町) 島根県自治研修所 (松江市内中原町)	8月3日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
	浜田 市		島根県立大学 (浜田市野原町)	
第 2 次 試験	8月下旬に松江市で実施する予定 (第1次試験合格通知の際に通知する。)			9月14日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。

5 試験の種目・配点及び内容

区分	試験の種目・配点	内 容
第 1 次 試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。
		男 性
女 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 155センチメートル以上</li> <li>・体重 45キログラム以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 正常であること。</li> <li>・聴力 正常であること。</li> <li>・指及び関節 正常であること。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>	

	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技 (英語、柔道、剣道) の該当者に、程度に応じて一定点を加点
第 2 次 試 験	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)

別欄

対 象 特 技	英語	
	ア 実用英語技能検定 (英検)	準 2 級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D級以上	
	柔道 初段以上 (講道館認定)	
	剣道 初段以上 (全日本剣道連盟認定)	
確 認 方 法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書等) の原本の写し (A4判) を第1次試験受付時に提出させる。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒 (角形2号) を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、書留にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者 (警察本部長) からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、上記3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成16年 4月 1日現在、大学卒22歳で月額195,600円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。

雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成16年 5月14日

社団法人 全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

1 試験の種類

- 丙種火薬類製造保安責任者試験
- 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- 乙種火薬類取扱保安責任者試験

2 試験日時

平成16年 8月22日（日）13時から15時まで

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

4 試験場所

松江市及び浜田市

5 受験願書常置場所及び提出先

- 能義郡広瀬町石原331 - 3 能義安来建設業会館内 安来能義地方火薬類保安協会
- 松江市学園南 1丁目17 - 3 松江地区広域行政組合消防本部内 松江地区火薬類保安協会
- 大原郡木次町里方1045 - 8 雲南建設会館内 大原飯石地方火薬類保安協会
- 仁多郡仁多町三成664 - 25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会
- 出雲市塩冶有原町6 - 39 (社)島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会
- 大田市大田町大田イ179 - 3 大田建設会館内 大田邇摩地方火薬類保安協会
- 邑智郡川本町川本238 - 3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会
- 浜田市原井町908 - 28 浜田建設会館内 那賀地方火薬類保安協会
- 益田市中吉田町413 - 6 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会
- 鹿足郡津和野町後田イ58 - 1 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会
- 隠岐郡西郷町西町名田の四、34 - 1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会
- 松江市殿町 1 島根県庁舎内 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成16年 6月22日（火）から 7月 1日（木）まで

(郵送による場合は、7月1日までの消印があるものに限り受け付ける。)

7 受験手数料

12,000円 (所定の方法により納付すること。)

正

誤

平成11年9月7日付け島根県報第1,092号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

三	三	ページ
下段	下段	箇所
大田耕地事務所	島根県訓令十七号	誤
大田耕地事業所	島根県訓令第十七号	正

平成15年3月28日付け島根県報号外第31号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

五	五	ページ
島根県訓令第八号 の別表第二中	島根県訓令第八号 の別表第二中	箇所
大田耕地事務所	出農林	誤
大田耕地事業所	出農	正

平成16年 3 月31日付け島根県報号外第64号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から 9	島根県訓令第10号	島根県訓令第 9 号

